一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	静岡県浜松市中区旭町十二番地の一フォルテビル十階
変更後	静岡県浜松市中区常盤町百四十五番地の一浜松MHビル十三階

二　変更の年月日　平成二十年十一月十日

○防衛省告示第百二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年七月十四日（予備、同月十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年七月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年七月十九日及び同月二十日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

東北地方整備局長　岡田　光彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県石川郡平田村大字上蓬田字横森後一八六番三から同村大字上蓬田字横森後一四三番一まで	前	一二・〇〇～二六・〇〇メートル	一・二一五キロメートル
	後	二〇・〇〇～九二・〇〇メートル	一・二一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

東北地方整備局長　岡田　光彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	福島県石川郡平田村大字上蓬田字横森後一八六番三から同村大字上蓬田字横森後一四三番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月三日

○関東地方整備局告示第二百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA	七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	
			二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柏市旭町三丁目八三一番二地内	前	二六・六六～三〇・二三メートル	〇・〇〇八キロメートル
	後	二七・三六～三〇・二三メートル	〇・〇〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	柏市旭町三丁目八三一番二地内	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月三日